

◆ 生活支援員（パート職員）の募集についての求人票 ◆

| | |
|-------------|---|
| 募集職種 | 生活支援員 |
| 募集人数 | 4名 |
| 就業場所（所在地） | 障害者支援施設 第1しょうせい苑（下松市生野屋南一丁目7番11号） 又は 障害者支援施設 第2しょうせい苑（下松市生野屋南一丁目12番1号） |
| 仕事の内容 | 障害者支援施設（施設入所支援・生活介護等）にて、主に知的障がいのある利用者の日常生活全般（食事・入浴・トイレ・移動等）の支援・介護及び通苑バスの添乗等をするお仕事です。 採用日から必要と認める間は、先輩職員が付いて指導します。 両施設では利用者さんの高齢化や重度障がい者の方のご利用も増え、日常生活の安全を重視した支援・介護を行なっています。生活支援員の連携はもとより、看護師・厨房職員・事務職員等との部署間連携も密にして、施設全体で利用者のみなさんの生活の充実を図っています。 両施設の内容等については、ホームページの施設・事業所案内をご覧ください。 |
| 雇用形態 | パート職員（短時間勤務） |
| 雇用期間 | 採用日～採用年度末日 契約更新の可能性あり（条件あり） （定年は65歳となる年度末。定年を超えての契約更新あるいは採用は個別に判断） |
| 学歴 | 不問 |
| 必要な経験等 | 不問 |
| 必要な免許・資格 | 普通自動車運転免許AT限定可（通勤に必要な場合） |
| 応募年齢 | 原則的に64歳以下（定年年齢が65歳のため）とするが、面接により判断 |
| 賃金 | ① 基本給（年次昇給無） 時給 830円 月額換算・月平均労働日数21日程度 69,720円（21日）・73,040円（22日） ② 諸手当 特殊業務（利用者支援日額400円）・通勤・年末年始特別手当に該当する場合に支給 ③ 別途、処遇改善一時金有 |
| 賃金形態・締切日等 | 時給月給制・毎月15日締切（前月16日から当月15日分）当月25日支払 |
| 賞与（昨年度実績） | なし |
| 加入保険等 | 雇用（雇用条件による）・労災・社会福祉施設従事者保険・事業者総合保険等 |
| 就業時間 | 月平均労働日数21日程度 ① 8:30～12:30（休憩なし） ② 9:00～13:00（休憩なし） ③ 13:00～17:00（休憩なし） ④ 14:00～18:00（休憩なし） ※ 両施設とも、各勤務表による上記①～④の交代制（土日祝含む）勤務 |
| 受動喫煙防止措置の状況 | 敷地内禁煙（屋外に喫煙場所設置）・喫煙可能区域での業務なし |

| | |
|--------------------------------|---|
| <p>休日等</p> | <p>月に10日前後の休日・年次有給休暇有</p> |
| <p>応募方法・試験日</p> | <p>可能な限りハローワークの紹介状により、履歴書（写真付）・最終学歴証明書の写し（卒業証書の写し可）・資格等証明書の写しを受付担当者へ郵送もしくは持参により提出して下さい。</p> <p>施設見学を希望される方は、事前に受付担当者へ電話にてお申込み下さい。</p> <p>応募書類の受取りをもって応募受付とします。</p> <p>応募受付後に試験日の協議をさせていただきます。</p> |
| <p>選考方法</p> | <p>面接</p> <p>採用内定後に雇入時の健康診断を受けていただきます。（費用は当法人が負担）</p> |
| <p>事業所名称等 及び 受付担当者</p> | <p>744-0033 山口県下松市生野屋南一丁目12番1号</p> <p>社会福祉法人松星苑</p> <p>法人本部事務局（第2しょうせい苑内） 担当：事務課長 藤井 浩</p> <p>TEL：0833-45-2425</p> |